

東吾妻町「デビルズタンバーガー」ロゴマークの使用に関する取扱要綱

（趣旨）

第1条 この告示は、東吾妻町（以下、「町」という。）の活性化に向けて、町のご当地コンニャクバーガー「デビルズタンバーガー」の識別を容易にし、その銘柄の確立及び普及を図ることを目的として、町が商標登録したロゴマーク「デビルズタンバーガー」（登録第6120264号。以下、「本件商標」という。）の使用に関し、必要な事項を定める。

（本件商標の使用許諾対象）

第2条 本件商標は、次の各号の要件を満たすコンニャクバーガーについて、その使用を許諾することができるものとする。

- （1） 町産のこんにゃく芋又はその製品を使用すること。
- （2） 舌（ペロ）を表現すること。
- （3） ロゴマークを使用すること。

（図柄等）

第3条 本件商標は、「別記1」に掲げるとおりとし、色彩は、原則として単色表示（白黒表示）とする。

- 2 印刷物及び容器包装のデザイン上、必要な場合は、町長の許諾を得て、ロゴマークのイメージを損なわない範囲で、色を変更し、又は文字の位置や形を変更して使用することができる。

（使用許諾の申請）

第4条 本件商標にかかる商標法（昭和34年法律第127号）第31条の通常使用権の許諾（以下、「使用許諾」という。）を受けようとする者（以下、「申請者」という。）は、商標使用許諾申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類等を添えて、町長に提出しなければならない。

- （1） 会社概要等「デビルズタンバーガー」製造に関する申請者の概要がわかる資料
- （2） 本件商標を使用する予定の商品等の企画書及び商品等の見本又は写真等

（使用許諾通知書の交付）

第5条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、使用許諾を決定したときは、商標使用許諾通知書（様式第2号）を申請者に交付するものとする。

- 2 町長は、前項の規定により、本件商標の使用を許諾する場合には、条件を付することができる。

（使用許諾の期間）

第6条 本件商標の使用許諾の期間は、使用許諾を受けた日から起算して3年間以内とする。

- 2 使用許諾の期間満了後において、引き続き本件商標を使用しようとする者は、当該期間満了前に第4条の規定による使用許諾申請を行うものとする。

（使用許諾の制限）

第7条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、本件商標の使用許諾をしないものとする。

- (1) 町の信用又は品位を害するものと認められるとき。
 - (2) 本件商標の使用によって、商品等の品質の誤認又は他者の業務にかかる商品等との混同を生じさせるおそれがあると認められるとき。
 - (3) 宗教的活動、政治的活動に使用するとき。
 - (4) 法令若しくは公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
 - (5) その他、本件商標の使用が適当でないと認められるとき。
- 2 町長は、前項の規定により使用許諾をしないことを決定したときは、申請者に対して、商標使用不許諾通知書（様式第3号）により通知するものとする。

（遵守事項）

第8条 第5条第1項の規定により、使用許諾通知書の交付を受けた者（以下、「使用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならないものとする。

- (1) 本件商標と誤認されるおそれのある類似の商標は、指定商品、役務の如何にかかわらず使用又は商標登録出願してはならない。
- (2) 商品等への使用又は宣伝広告に際しては、その商品等、包装、広告等に「®」を明示すること。
- (3) 使用許諾の範囲を逸脱しないこと。
- (4) 使用許諾を受けた権利を譲渡し、又は転貸しないこと。
- (5) 使用許諾を受けた商品等の瑕疵により第三者に損害を与えたときは、これに対して全責任を負うこと。
- (6) 故意又は過失により、町に損害を与えた場合、これによって生じた損害を町に賠償すること。
- (7) 町長から要請があったときは、本件商標の使用実態を報告し、又は使用商品等を提出すること。
- (8) 本件商標が取消し又は無効となったときは、すみやかに使用を中止すること。
- (9) 他者による本件商標の無断使用など問題となり得る行為を発見した場合は、すみやかに町長に報告すること。

（許諾事項の変更）

第9条 使用者は、使用許諾を受けた事項を変更しようとするときは、商標使用許諾変更申請書（様式第4号）に、商標使用許諾通知書及び変更後の企画書及び商品等の見本又は写真等を添えて、町長に提出しなければならない。

- 2 前項の場合は、第5条の規定を準用する。

（使用許諾の取消し）

第10条 町長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用許諾を取り消すことができるものとする。

- (1) 使用者がこの告示に違反したとき。
 - (2) 使用者が使用許諾の条件に違反したとき。
 - (3) 第7条第1項各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- 2 町長は、使用者が前項の規定により使用許諾を取り消され、これによって損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

（使用の中止）

第11条 使用者は、本件商標の使用を中止しようとするときは、商標使用中止届（様式第5号）を町長に提出しなければならない。

(使用料)

第12条 本件商標の使用料は、無料とする。

(委任)

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

別記 1 (第 3 条関係)
別記 1 (第 3 条関係)



様式第 1 号 (第 4 条関係)

様式第 1 号 (第 4 条関係)

商標使用許諾申請書

年 月 日

東 吾 妻 町 長 あて

申請者 住 所
名 称
代表者名
電話番号

印

東吾妻町「デビルズタンバーガー」ロゴマークの使用に関する取扱要綱第 4 条の規定により、次のとおり商標の使用を申請します。

商標使用食品区分	第 類
商標使用商品名 (種類)	
販売店舗等の所在地	
商標使用方法 ※該当個所にレ印を記入し、具体的な使用方法を記載してください。	<input type="checkbox"/> シール () <input type="checkbox"/> 印 刷 () <input type="checkbox"/> その他 ()
製造場所 ※該当個所にレ印を記入し、具体的な場所を記載してください。	<input type="checkbox"/> 東吾妻町内 () <input type="checkbox"/> 吾妻郡内 () <input type="checkbox"/> 群馬県内 () <input type="checkbox"/> 群馬県外 () <input type="checkbox"/> 国外 ()
原材料 ※すべて記入してください。	
製造方法 (加工技術)	
使用 (販売) 開始予定	年 月 日
添付書類等 (具体的に)	見本 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし

申請担当部署・氏名 部 課

連絡先電話番号 (FAX番号)

担当者Eメール

様式第2号（第5条関係）

様式第2号（第5条関係）

第 年 月 日 号

商標使用許諾通知書

様

東吾妻町長

印

年 月 日付けにて申請のありました本町保有の商標使用について、
次のとおり許諾します。

項 目	内 容
使用許諾番号	第 号
商品名（種類）	
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで
商標区分	第 類
使用料	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり
使用許諾の条件	

様式第3号（第7条関係）

様式第3号（第7条関係）

第 号

年 月 日

商標使用不許諾通知書

様

東吾妻町長

印

年 月 日付けにて申請のありました本町保有の商標使用について、
次の理由により許諾しないことを通知します。

項 目	内 容
商品名（種類）	
許諾しない理由	

様式第4号（第9条関係）

様式第4号（第9条関係）

商標使用許諾変更申請書

年 月 日

東 吾 妻 町 長 あて

申請者 住 所
名 称
代表者名
電話番号

®

年 月 日付けにて許諾のありました、東吾妻町保有の商標使用について、次の理由により変更することを申請します。

項 目	内 容
使用許諾番号	第 号
商品名（種類）	
変更項目 ※具体的に記入してください。	
使用変更の理由	
変更後使用（販売）開始 予定	年 月 日
添付書類等（具体的に）	見本 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし

※本申請に際しては、必ず当初の商標使用許諾申請書の写しを添付してください。

申請担当部署・氏名 部 課

連絡先電話番号（FAX番号）

担当者Eメール

様式第5号（第11条関係）

様式第5号（第11条関係）

商標使用中止届

年 月 日

東 吾 妻 町 長 あて

申請者 住 所
名 称
代表者名
電話番号

印

年 月 日付けにて許諾のありました、東吾妻町保有の商標使用について、次の理由により中止することを届出します。

項 目	内 容
使用許諾番号	第 号
商品名（種類）	
使用中止の理由	